

公益社団法人 日本近代五種協会 利益相反管理規程

第 1 条 (目的)

この規程は、公益社団法人日本近代五種協会（以下「本協会」という。）の事業における権限の適正な行使を担保し、国民や社会からの信頼を確保することを目的とする。

第 2 条 (基本理念)

(1) 基本原則

本協会は、社会からの信頼を損なわないよう十分に配慮し事業活動を行うとともに、公共の利益と本協会の利益が同等の重きをもって相反する場合には、公共の利益を優先する。

(2) 定義

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

ア 利益相反とは、ある行為により、一方の利益になると同時に、他方への不利益になる行為。他人の利益を図るべき立場にありながら、自己の利益を図る行為をおこなうことをいう。

イ 直接取引とは、役職員等が自己または第三者のために本協会と取引をすることをいう。尚、このうち自己のためにする場合を自己取引という。

ウ 間接取引とは、役職員等が自己または第三者のために、役職員等以外の者との間において、本協会と役職員等の利益が相反する取引をいう。なお、本協会側を代表する役職員等は、利益が相反する役職員等自身でない場合でも該当するものとする。*1

(3) 情報の開示

利益相反防止に関する規程(基本理念含む)を開示する。また、利益相反に関する規程等を役職員等へ周知させるとともに、運用状況を定期的に開示する。

第 3 条 (利益相反の対象者)

役員(本協会定款に規定する理事・監事)・専門委員会の委員・職員・審判員・指導者(以下、「役職員等」という。)とする。

第 4 条 (競業避止義務)

役職員等は、自己または第三者のために、本協会の事業と競合関係にある団体等とそれに関連する部類に属する取引をしてはならない。

第 5 条 (自己申告すべき情報)

役職員等は、利益相反の状況判断に必要とされる下記の事項に関しては、事前に総務委員会又は理事会の承認を得なければならない。

- (1) 役職員等が法人の役職を兼業する場合には、その法人名と役職
- (2) 利害関係者に対する施設、設備の利用提供
- (3) 利害関係者からの物品の購入や施設の貸借

第 6 条（利益相反行為の禁止）

役職員等は、本協会との利益相反行為を原則禁止とする。ただし、合理性の観点から役職員等が直接取引及び間取引を行う必要がある場合は、総務委員会又は理事会に対して事前取引内容を開示申告し、承認を受ければこの限りではない。*2

2. 申告を受けた総務委員会又は理事会は、申告人に対して取引の公正性を示す証憑類の提出を求め、利益相反行為に該当するのかを判断し決議をする。この場合、申告した当該者は議決権を有しない。
3. 前項の決議に至った内容は議事録に記載をし、直ちに申告のあった当該者へ結果を報告する。なお、承認しない場合にはその理由を示さなければならない。

第 7 条（利益相反に関する審査及び審査結果に対する不服申し立て）

総務委員会又は理事会は、役職員等からの申告情報に基づき利益相反状況を審査する。審査を経て利益相反と懸念される場合には、関係者への事情聴取を行い改善するよう指導、勧告をする。審査に不服がある場合には、再度、総務委員会又は理事会に対して審議を求めることができる。

*1（参考）理事の債務に対する法人の保証が典型例で、保証契約自体は第三者である債権者と保証人である法人との取引であるが、保証されることで債務者である理事の利益となり、実質的には理事の利益（保証してもらった利益）と法人の利益（保証の負担が無い利益）が相反する。

*2（参考）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第 84 条・第 92 条